

第8章 水防活動

第1節 予報及び警報

1 気象予警報

気象予警報は、名古屋地方気象台が県下に災害が発生するおそれがあると予想して発表する予報、警報をいう。水防活動に必要な予報、警報の種類と発表基準は次のとおりである。

種類		発表基準					
注意報	水防活動の利用に適合するもの	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。 具体的には次の基準を超えると予想される場合である。				
				市町村名	雨量基準	土壌雨量指数基準	
			西三河南部	岡崎市	平坦地 R1=30 平坦地以外 R1=60	72	
注意報	水防活動の利用に適合するもの	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。 具体的には次の基準を超えると予想される場合である。				
				市町村名	雨量基準	流域雨量指数基準	
			西三河南部	岡崎市	平坦地 R1=30 平坦地以外 R1=60	乙川流域=14 鹿乗川流域=6、 広田川流域=14	
警報	水防活動の利用に適合するもの	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の基準に該当する場合である。 平均風速が陸上 20m/s、海上 23m/s を超えると予想される場合。				
		大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。 具体的には次の基準に該当する場合である。				
				市町村名	雨量基準	土壌雨量指数基準	
			西三河南部	岡崎市	平坦地 R1=50 平坦地以外 R1=90	97	
		洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 おおむね次の基準に該当する場合である。				
				市町村名	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
			西三河南部	岡崎市	平坦地 R1=50 平坦地以外 R1=90	乙川流域=22、鹿乗川流域=7 広田川流域=18	
種類		発表基準					
熱帯低気圧に関する情報	1 24時間以内に台風になると予想した熱帯低気圧のうち、日本への接近(おおよそ 300 km以内)が見込まれるものを対象として発表される。						
	2 実況と24時間後の予想位置を、6時間ごとに1日4回発表される。						
	3 情報の対象となった熱帯低気圧が台風にならなかった場合や日本への影響がなくなったと判断した場合には情報は終了される。						
	4 情報の対象となった熱帯低気圧が台風になった場合には台風情報として発表を継続する。						
気象情報	1 災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが、注意報・警報を発表するに至らない場合などに予告的に発表する時と、顕著な現象が切迫している、あるいは発現して注意報・警報を発表している場合等に注意報・警報を補完するために発表する時がある。						
	2 1時間に100mm以上の猛烈な雨が観測された場合(記録的短時間大雨情報)。 気象情報のうち、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間又はそれ以上の長期間にわたって続き、災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予想される場合に発表する情報を「天候情報」という。						

(注1)注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表される時は、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

(注2)大雨及び洪水警報 注意報基準表の見方及び参考事項

1 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ 1、3 時間雨量を示し、RT は総雨量を示す。例えば、「R1=20」であれば、「1 時間雨量 20mm 以上」を意味する。

2 大雨及び洪水の欄中において「平坦地」とは概ね傾斜が 30 パーミル以下で都市化率が 25 パーセント以上の地域をさす。また、「平坦地以外」は前記以外の地域をさす。

3 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数であり、解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しており、大雨の欄中、土壌雨量指数基準は、市町村内における基準値の最低値を示す。

4 洪水の欄中、「川流域=9」は「川流域の流域雨量指数 9 以上」を意味する。流域雨量指数は降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域、時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

第2節 気象等の観測

1 雨量観測

(1) 市雨量観測所

水系名	観測所名	所在地	管理者
矢作川	岡 崎	美合町字地蔵野 1 - 4	名古屋地方气象台
	岡 崎	上里二丁目 8 - 12	国土交通省 中部地方整備局
	桜 形	桜形町字中嶋 13	
	宮 崎	宮崎町字亀穴 33	
	岡 崎	明大寺本町一丁目 4 (愛知県西三河建設事務所)	愛 知 県
	舞 木	舞木町字小井沢 32 - 2	
	駒 立	駒立町字ノタチ 64 - 4	
	額 田	額山町字山ノ神 21 - 1	
	桜 形	桜形町字東田 5 - 1	
	木 下	木下町字内洞 45	
	雨 山 ダ ム	雨山町字竹ノ下 31 - 2	
	消 防 本 部	朝日町三丁目 4	岡 崎 市
	岩津市民センター	岩津町字壇ノ上 26 - 2	
	六ツ美市民センター	下青野町字天神 64	
	福 岡 小 学 校	福岡町字西市仲 3	
	岡 崎 市 体 育 館	六名本町 7	
	中 央 総 合 公 園	高隆寺町字峠 1	
	市民休養施設桑谷山荘	山綱町字扇子山 284	
	矢作市民センター	宇頭町字小藪 30 - 1	
	細 川 小 学 校	細川町字石田 45	
秦 梨 小 学 校	秦梨町字世土田 2		
矢作南小学校	大和町字西島 13		

2 水位観測

(1) 河川水位観測所

河川名	観測所所在地	水防団待機水位 (指定水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	管理者
矢作川	西藏前町	4.00m	4.90m	6.40m	国土交通省 中部地方整備局
	八帖町	4.90m	5.80m	7.50m	
乙 川	岡町	1.70m	2.40m	2.80m	愛知県
	茅原沢町	1.50m	2.30m	2.90m	
鹿乗川	東牧内町	10.45m	10.80m	11.05m	
伊賀川	稲熊町5丁目	23.50m	23.90m	24.20m	

水位は河川管理者が定める点から水位を示す。ただし、鹿乗川、伊賀川については海拔T表示。

(2) ポンプ場の水位観測所

ポンプ場名	ポンプ場所在地	河川名	放流先 河川名	通報水位	ポンプ 始動水位	ポンプ 停止水位	電話
大門ポンプ場	大門1丁目8-2	早川	矢作川	大樹寺1丁目 14.90m	15.00m	14.80m	24-6209
				日名中町 14.40m			
八帖ポンプ場	八帖北町48	早川	矢作川	14.00m	14.10m	13.90m	22-2187
赤渋ポンプ場	赤渋町字北浦15	占部川	矢作川	上和田町和田橋 11.00m	11.60m	10.80m	55-6539

。水位は、海拔T表示

(3) 河川水位については河川課、ポンプ場水位については下水道部下水施設課にて、次の報告基準により水位観測の結果を土木建設部長、下水道部長、防災危機管理課へ報告する

回数	報告内容
第1回	水防団待機水位(通報水位)に達したとき又は土木建設部長・下水道部長が指示したときに、その時刻と水位
第2回 以降	1 1時間ごとの水位(増水が著しいときは30分ごとの水位) 2 はん濫注意水位(警戒水位) 出勤水位又はポンプ始動水位に達したとき又は超えたときに、その時刻と水位 3 土木建設部長・下水道部長が指示したときに、その時刻と水位
終回	水防団待機水位(通報水位)以下になったとき又は土木建設部長・下水道部長が指示したときに、その時刻と水位

(4) 防災危機管理課は、報告事項を水位観測票に記録するとともに、必要と認める場合は、速やかにその内容を本部長、副本部長、市長公室長及び水位による災害に関係の深い部等へ伝達する。

(5) 災害対策本部が設置された場合は、(3)の通報は災害対策本部室に対して行う。

第3節 監視及び警戒

1 監視

警戒配備について関係部課は、関係河川、堤防等の常時巡視員を設け、区域内を巡視して水防本部へ通報する。

水防本部は、水防上危険の通報を受けた時は、河川については、西三河建設事務所、ため池については、当該管理者、農業用ため池については西三河農林水産事務所に連絡するものとする。

2 非常警戒

水防体制が指令された時から水防区域の巡視及び警戒を実施し、既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として、特に下記の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに水防本部に報告するとともに水防作業を開始する。なお水防本部は西三河建設事務所その他関係機関に連絡するものとする。

- (1) 居住側の堤防斜面の漏水又は亀裂又は崩れ
- (2) 川側の堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は崩れ
- (3) 堤防上面の亀裂又は沈下
- (4) 堤防から水があふれる状況
- (5) 水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締め具合
- (6) 橋梁その他構築物と堤防との取付部の異状

ため池については、上記のほか、次の点に注意すること。

- (1) 取入口の閉塞状況
- (2) 流域の山崩れの状況
- (3) 流入水並びにその浮遊物の状態
- (4) 余水吐及び放水路付近の状態
- (5) 重ね池の漏水による亀裂及び崩れ

なお、巡視警戒の方法は原則として2人1組として出水の状況に応じて順次増強する。

第4節 水門、ため池等の操作

水門、樋門、ため池等の管理者(操作責任者を含む。)は気象等の状況の通知を受けた後、又は自ら異常を感知したときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉の開閉を行うものとし、毎年出水期に先立ち門扉等の操作等について、支障のないよう点検整備を行わなければならない。

第5節 避難

1 避難の指示勧告

水防管理者は、洪水の氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のために立退を指示する。この場合警察署長にその旨を通知するものとする。

2 指示、勧告の周知徹底

指示、勧告の実施責任者は、周知徹底の方法として概ね次の措置をとる。

- (1) できる限り立ち退き指示の理由、避難先、避難経路及び避難上の注意事項を明示する。
- (2) 警鐘、サイレン、放送、広報車伝達等により行う

3 避難

岡崎市地域防災計画」、岡崎市避難勧告等伝達マニュアル」及び「岡崎市災害時要援護者支援マニュアル」に定めるところによる。

4 避難所

岡崎市地域防災計画」の定めるところによる。……〔資料11〕

第6節 水防信号及び水防標識

水防信号及び標識は、水防信号及び標識に関する規則(昭和31年愛知県規則第34号)に定めるものによる。

1 水防信号

出動信号 - 消防団員全員が出動することを知らせるもの。

避難信号 - 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くことを知らせるもの

種類	打 鐘	余いん防止付サイレン信号		
出動信号	(3点)	約5秒	約5秒	約5秒
		\約6秒/	\約6秒/	
避難信号		約3秒	約3秒	約3秒
		\約2秒/	\約2秒/	

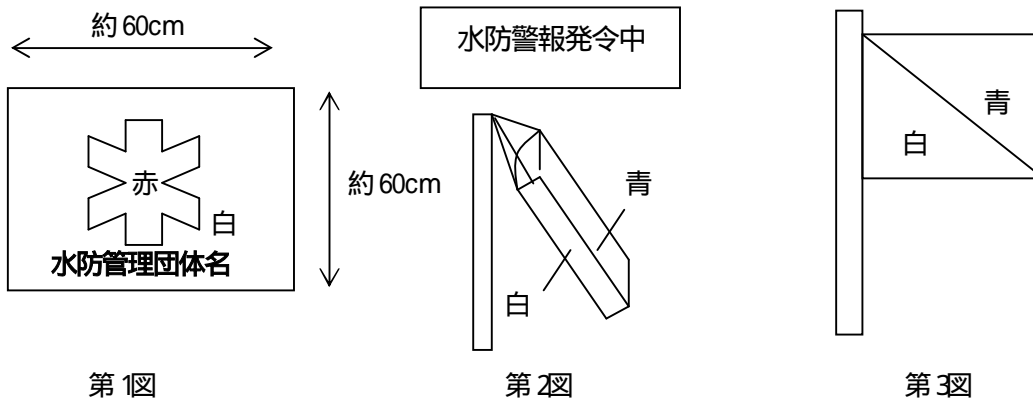
信号継続時間は適宜とする。
打鐘のほか太鼓も併用する。

2 水防標識

(1) 緊急自動車優先通行標識

水防のため出動する水防用緊急自動車(道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの)は優先通行を確保するため、第1図の標識を用いる。

(2) 水防警報発令の標識は、第2図、第3図の標識を用いる。



第7節 決壊等の通報並びに決壊後の処理

1 決壊通報

堤防その他の施設が決壊したときは、関係部課は、その状況を次の要領により水防本部へ報告するものとする。

- (1) 場所
- (2) 決壊の状況
- (3) 水防活動に要する器材並びに人員
- (4) 応援の要否

上記の報告を受けたとき水防本部長は、中部地方整備局豊橋河川事務所長、西三河建設事務所長、岡崎警察署長、西三河農林水産事務所長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に通報するものとする。

また、被害報告については、県高度情報通信ネットワークに入力し愛知県に報告するものとする。

2 決壊後の処理

速やかに応急水防工法を実施し、堤防増破を最小限度にいとめるものとする。

水防工法はその選定を誤らなければ、1種類の工法を施工するだけで成果を上げる場合が多い。

しかし時には数種の工法を施工し、はじめてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で、効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々に行い極力水防に努めなければならない。

水防工法……〔資料14〕

3 水防活動上の心得

洪水時において堤防に異状の起こる時期は、滞水時間によるが大体水位が最大の時又はその前後である。

しかし、法崩れ、陥没等は、通常減水時に生ずる場合が多いから洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまでは、警戒を解いてはならない。

4 湛水排除

市又は土地改良区は、河川の決壊等により湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により湛水排除を実施し、都市下水道施設が損壊した場合は、直ちにこれに応急措置を施す。

第8節 水防解除

水防本部長は、水位がはん濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなって水防解除を命じたときは、これを一般に周知させるとともに、西三河建設事務所長等に対してその旨を通知するものとする。